日本大学法学部機関誌編集要領

令和3年11月18日　機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日　執行部会議承認
令和3年12月16日　教授会報告
令和4年　4月　1日　施行
令和6年　9月19日　改正
令和7年　4月　1日　施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会(以下「編集委員会」という)にかかる機関誌の編集に関わる原則を定めるものである。

2. 発行計画

(1) 原則として、『日本法学』は年4回、『政経研究』は年3回、『桜文論叢』は年2回発行する。

(2) (1)の規定にかかわらず、別に定めるところにより特別号を刊行することができる。

3. 掲載順

(1) 掲載順の決定は、第1順位は原稿種別による掲載順、第2順位は資格による掲載順、第3順位は分野別による掲載順とする。

(2) 原稿種別による掲載順

(ア)『日本法学』・『政経研究』

①論説
②研究ノート
③判例研究
④特別講演
⑤翻訳
⑥資料
⑦書評
⑧雑報

(イ)『桜文論叢』

①論説
②研究ノート
③資料
④翻訳

⑤書評
⑥雑報

(3) 資格による掲載順
①教授
②名誉教授
③元教授
④特任教授
⑤准教授
⑥専任講師
⑦助教
⑧大学院生（『日本法学』のみ）
⑨他学部（短期大学部を含む）専任教員
⑩法学部非常勤講師および客員教員
⑪法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
⑫その他編集委員会が適当と認めた者

(4) 分野別による掲載順
（ア）『日本法学』
①基礎法学
②公法学
③私法学
④その他

（イ）『政経研究』
①政治
②経済
③新聞
④公共政策
⑤その他

（ウ）『桜文論叢』
①人文
②社会
③自然
④体育
⑤その他

4. 表紙

(1) 表紙（和文タイトル）の見出しに、論説その他の原稿種別を明示する。

(2) 分載・連載の場合、タイトルに回数（原稿が縦書きの場合には漢数字、横書きの場合には算用数字とする。）を付し、最終回には（回数・完） と付する。

5. 本文および脚注

(1) 原稿の内容および記述の方法は、執筆者の責めに帰するものであり、編集委員会による編集権は及ばない。ただし、編集委員会は執筆者への確認等を適宜行うことができる。

(2) 翻訳の場合、翻訳者による解題を付したうえで、原著者から掲載許可を得たもののみを掲載することができる。この場合、翻訳者は編集委員会に対して掲載許可に関する文書（原著者とのメール等）による資料を提出しなければならない。

(3) 本文のサイズは9ポイントとする（1頁あたり 17 行）。

(4) 脚注のサイズは8ポイントとし（1頁あたり 21 行）、「注」又は「註」の表記はしない。

6. 奥付

(1) 執筆の紹介は、掲載の順とし、資格のみを表記する。

(2) 印刷月日および発行月日については、実際の印刷月日および発行月日を表記する。

(3) 機関誌編集委員の氏名を表記する。

7. 裏表紙

(1) 欧文の見出しとタイトルは、表紙と同様に掲載する。ただし、特別号等においてはこの限りではない。

(2) 欧文タイトルは執筆者から提出を受けて掲載する。ただし、提出された欧文タイトルについて、編集委員会から執筆者への確認等を行うことができる。なお、連載の場合には、括弧付きの明朝体算用数字を使用する。

(3) サブタイトルには、コロンまたはダッシュで表記し、文末にピリオドを入れない。

(4) 見出しは、下記の通り表記する。

①論説：Article(s)
②研究ノート：Note(s)
③判例研究：Case Comment(s)
④特別講演：Lectures(s)
⑤翻訳：Translation(s)
⑥資料：Material(s)
⑦書評：Book Review(s)
⑧雑報：Miscellaneous Reports

以　上